**申入れ等報告様式（助成契約書第５条（1）①）**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 事業者  （業種） | 時期 | 申入れ等の内容【根拠法令】 | 事業者の対応状況 |
| 記入例 | （有）立川美術学院  （美大受験予備校） | 2017/4/13～2018/3/2 | 当該学院が消費者との間で、契約を締結するに際し、下記内容の意思表示を行わないこと。  ①芸大・美大予備校コース通年コースの在学契約において  ア. 分納学費の支払いを受けるにあたって、分納した入学者が退学する場合には、未納分の学費を完納しなければならないとする意思表示。  イ. 授業開始後の学費の返金はしない（AO入試・推薦入試合格による退学も含む）との意思表示。  ②講習会の受講契約において、納入後、受講料は理由の如何を問わず返金しないという意思表示  【消費者契約法第９条第１号】 | 当機構からの申入れに従い、ウェブサイトの表示等すべて是正したとの回答を受領。  合意書を取り交わし終了。 |
| 1 |  |  |  |  |
| 2 |  |  |  |  |
| 3 |  |  |  |  |